



2020. 8. 1 No.174号

社会福祉法人下松市社会福祉協議会
〒744-0078 下松市西市二丁目10番16号
下松福祉センター内

TEL 41-2242 FAX 41-2330
<http://www.kudamatsu-syakyo.or.jp/>



「新しい生活様式」にそって

ふれあいとつながりを!



もくじ (主な内容)

令和元年度事業・決算報告	2, 3P
助け合いサービス	4P
善意の花束	5P
生活を支えるための支援のご案内	6P
ふれあい・いきいきサロン	7P
掲示板	8P

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休館していました下松老人福祉会館「玉鶴」と下松市児童センターが再開されました。

3つの密（密閉・密集・密接）を避け、人と人の距離を確保しながら、ふれあいとつながりの場を作っています。

ぜひ遊びに来てください。



下松市社会福祉協議会 事業・決算報告

令和元年度

少子高齢化や単身世帯の増加、人口減少社会の進行などにより、地域における生活課題は深刻化し、広がっているところです。また、昨年11月に発症例が確認された「新型コロナウイルス感染症」が令和2年に入り猛威を振るい、休業等による経済的な不安や行事等の中止によるつながりの減少など、社会的な不安と混乱が続いています。

こうした中、下松市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的機関としての使命である公私協働による、「住み慣れた地域で、だれもが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまち（地域）づくり」をめざして、関係機関・団体・施設等との連携のもとに幅広い社会福祉事業・活動を推進実施しました。

重点事業

- 地域・関係機関等との連携による地域見守り体制の促進
- 地域共生社会に向けた地域づくりのための活動基盤整備
- 総合相談支援事業を通じたあらゆる生活課題への対応
- 介護保険法及び障害者総合支援法関連サービス事業の推進
- 法人化 60 周年記念事業の実施
- 組織体制、財政基盤強化への取り組み

主な事業内容

1 社協活動の基盤強化

- ① 理事会及び評議員会の開催
- ② 役員（理事15名・監事3名）の改選
- ③ 正副会長及び常務理事の選任
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 経営の透明性及び情報の公開
- ⑥ 福祉サービス等の苦情に対する迅速な対応
- ⑦ 地域における公益的活動の推進

2 地域福祉活動の推進

- ① 第二次下松市地域福祉活動計画の推進
- ② 地区社協の育成・活動支援
- ③ 福祉員活動の推進
- ④ ふれあい・いきいきサロンの推進
- ⑤ 福祉の輪づくり運動の展開
- ⑥ ふれあい食事サービスの実施

3 ボランティア活動・福祉教育の推進

- ① ボランティアの育成及び活動支援
- ② ジュニアボランティア養成事業
- ③ 福祉体験学習等の実施
- ④ 周南3市災害ボランティア講座の共催
- ⑤ 福祉施設見学会の開催
- ⑥ ボランティア保険の加入促進
- ⑦ 福祉人材の養成（実習生の受入）
- ⑧ 福祉映画（バリアフリー）上映会の支援
- ⑦ 敬老行事の実施と援助
- ⑧ 地域見守り・支え合い事業の実施
- ⑨ 生活支援体制整備事業の実施
- ⑩ 下松市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の開催

4 在宅福祉サービス事業の拡充

- ① 給食サービス事業の実施
- ② 寝具乾燥サービス事業の実施
- ③ 介護支援ボランティアポイント制度事業の運用
- ④ 助け合いサービス事業の実施
- ⑤ 知的障害児者の余暇活動の促進

5 居宅介護事業の拡充

- ① 居宅介護支援事業の実施
- ② 訪問介護事業の実施
- ③ 障害福祉サービス事業の実施

6 総合相談支援事業の実施

- ① 総合相談事業の実施

7 広報・啓発活動の充実

- ② 地域福祉権利擁護事業の推進
- ③ 成年後見支援事業の実施
- ④ 生活困窮者自立支援事業の実施
- ① 社協だよりの発行（年四回）
- ② 愛のバザーの開催（第四二回）
- ③ 下松市社会福祉協議会法人化60周年記念社会福祉振興大会の開催

8 福祉資金の貸付

- ① 各種福祉資金の貸付・償還業務

9 援護活動の推進

- ① 福祉団体の育成・援助
- ② 交通遺児等への援護
- ③ 母子家庭児童・低所得世帯等への援護
- ④ 災害家庭への援護
- ⑤ 震災等による被災者への支援

10 共同募金等への協力

- ① 共同募金運動の展開
- ② 赤十字事業の推進
- ③ 献血運動の推進
- ④ 「小さな親切」運動の推進

11 子育て支援センター事業の実施

- ① 子育て支援センター事業の運営
- ② 子育てに関する相談・情報提供

12 福祉施設の経営等

- ① 老人福祉会館「玉鶴」の運営
- ② 福祉センターの運営



決 算

一般会計資金収支計算書

収入総額 240,126,427 円

(単位：円)

科 目	決算額
会費収入	5,121,000
寄付金収入	3,446,342
経常経費補助金収入	103,497,330
受託金収入	55,129,950
貸付事業収入	442,000
事業収入	1,519,700
介護保険事業収入	18,436,773
障害福祉サービス等事業収入	6,072,691
受取利息配当金収入	92,279
その他の収入	144,827
積立資産取崩収入	5,028,358
拠点区分間繰入金収入	3,000,000
サービス区分間繰入金収入	15,877,967
前期末支払資金残高	22,317,210
収入合計	240,126,427

収支差引残高 17,510,574 (次年度へ繰越)



支出総額 222,615,853 円

(単位：円)

科 目	決算額
法人運営事業	96,477,577
広報啓発事業	2,260,444
ボランティア等推進事業	1,033,664
福祉の輪づくり事業	918,757
地区社協育成事業	2,808,600
高齢者福祉支援事業	183,384
健康体力づくり事業	985,400
地域福祉権利擁護事業	5,085,526
成年後見利用支援事業	595,628
総合相談事業	390,778
地域見守りネットワーク事業	258,775
生活困窮者自立支援事業	4,011,000
介護支援ボランティアポイント制度事業	310,791
生活支援体制整備事業	6,500,000
敬老事業	8,664,000
寝具乾燥サービス事業	90,592
給食サービス事業	11,410,512
福祉号運行事業	1,050,088
助け合いサービス事業	698,806
活動助成・援護事業	2,268,000
共同募金配分金事業	6,930,356
子育て支援センター事業	8,491,098
老人福祉会館運営事業	12,443,678
福祉センター運営事業	4,891,037
資金貸付事業	734,651
基金運営事業	272,764
善意銀行運営事業	4,117,098
事業資金積立金運営事業	3,430,216
介護保険事業	29,041,455
障害福祉サービス事業	6,261,178
支出合計	222,615,853

貸借対照表

(単位：円)

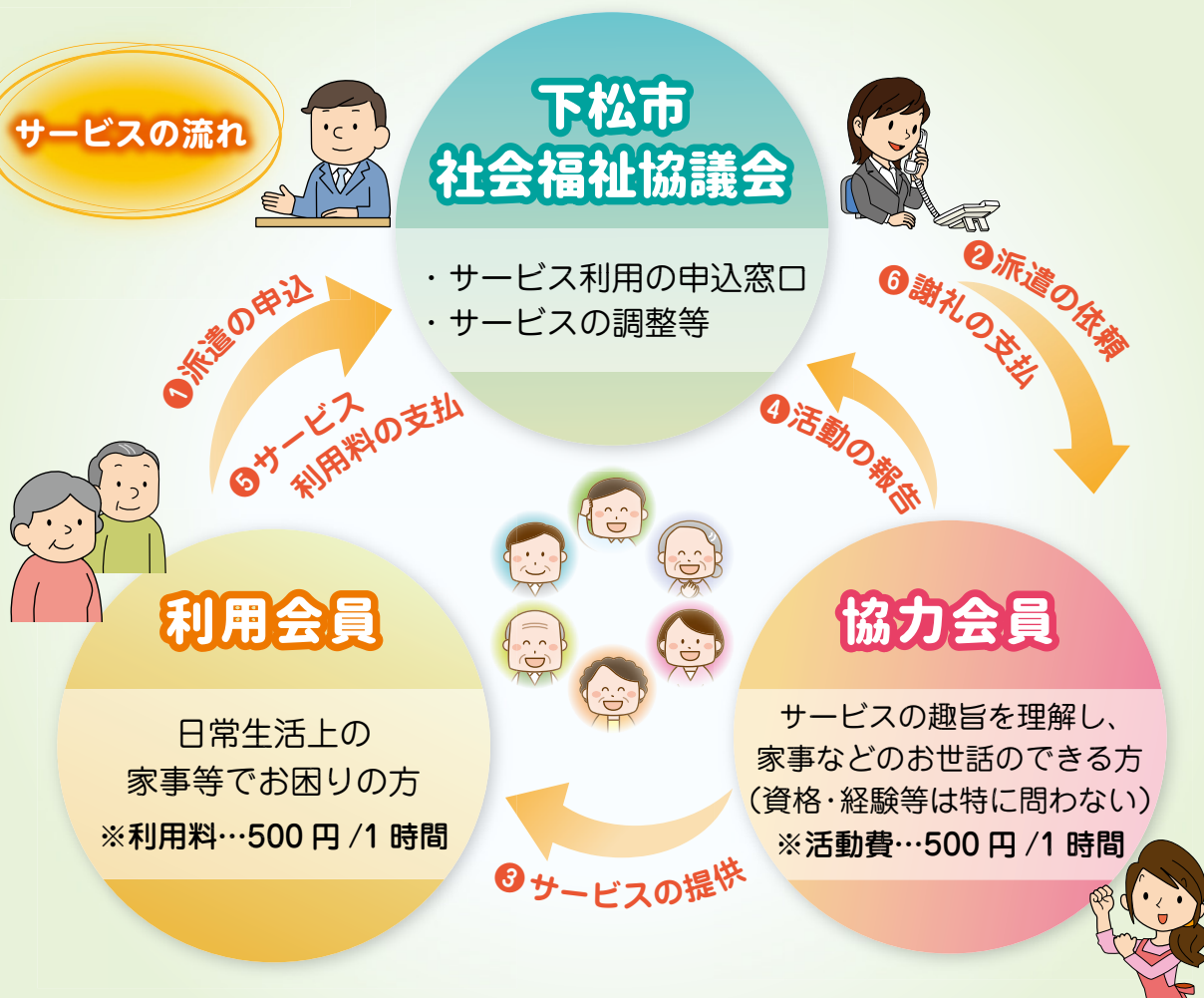
資産の部		負債の部	
流動資産	38,753,654	流動負債	21,550,880
・現金預金	35,574,642	・事業未払金	20,889,062
・事業未収金	3,179,012	・1年以内返済予定リース債務	307,800
固定資産	416,898,886	・職員預り金	354,018
基本財産	134,543,315	固定負債	72,691,878
・建物	134,543,315	・長期運営資金借入金	3,000,000
その他の固定資産	282,355,571	・リース債務	0
・車輛運搬具	9	・退職給付引当金	69,691,878
・器具及び備品	327,967	負債の部合計	94,242,758
・ソフトウェア	190,800	純資産の部	
・無形リース資産	307,800	基金	143,635,486
・長期貸付金	2,993,140	・交通遺児等援護基金	24,627,600
・退職給付引当資産	69,691,878	・老人福祉振興基金	5,000,000
・その他の基金積立資産	143,635,486	・地域福祉振興基金	114,007,886
・その他の積立資産	64,898,491	国庫補助金等特別積立金	59,609,770
・出資金	310,000	その他の積立金	72,360,040
		次期繰越活動増減差額	85,804,486
		純資産の部合計	361,409,782
資産の部合計	455,652,540	負債及び純資産の部合計	455,652,540

下松市助け合いサービス事業 協力会員 募集中!!

下松市助け合いサービス事業とは…

下松市内の日常生活上の家事等で困っているお年寄りや障がい者の方が、地域で安心して生活できるように、福祉に理解を持った方々（協力会員）が訪問し、できる範囲で身の回りのお世話をする事業です。会員同士の助け合い活動で、在宅福祉の充実向上を図ることを目的としています。

サービスの流れ



- 入会金 …… 利用会員、協力会員共に 1,000 円（登録時にいただきます）
- サービスの内容 …… 掃除・整理整頓、買物、話し相手、窓拭き、草取り など…。

あなたも**助け合い**活動をとおして

福祉のまちづくりに参加しませんか？

登録・問い合わせ先 下松市社会福祉協議会 ☎41-2242

使用済切手	三件
リングブル	四件
未使用葉書	一件
介護用品（紙おむつ）	二件
介護用品（紙おむつ）	一件
(有)スマイル・ケア様	
美学倶楽部様 手作り布マスク一〇〇枚	
物品寄付	
瀬戸内ひらめ友の会様 八、六〇〇円	
累計 二、八五二、八一七円	
桜町 故 弘中哲夫様 一〇〇、〇〇〇円	
一般寄付	
末武上 廣瀬高様 一〇〇、〇〇〇円	
(御内室) 静江様	
香典返し・志	
西柳 匿名様 一〇〇、〇〇〇円	
周南市 山田純子様 一〇〇、〇〇〇円	
(御主人) 康二様	
南花岡 松村幾子様 一〇〇、〇〇〇円	
(御主人) 裕明様	
香典返し	

善意の花束

社会福祉事業のためにと、市民の皆様から、善意銀行に忌明けその他の厚志を含めてたくさんの方の善意が寄せられました。ここに厚くお礼申し上げます。

なお、氏名・金額はご了解いただいた方のみ掲載しています。(順不同)

令和2年4月16日～令和2年6月16日
受付分

社会福祉協議会では、市民の皆様からの善意の寄付をお預かりして、市内の福祉を必要とされる方や施設のために活用しています。その流れが「銀行」の預託と払出の仕組みに似ていることから「善意銀行」と名づけられました。社協事業を通じてまちづくりのために還元しています。

誰もが自分の幸せを願うとともに、地域のために「なにか少しでも役に立ちたい」という温かい気持ちを持っています。社会福祉協議会では市民の皆様の「善意の橋わたし」をおこなっています。

寄付の種類

- 香典返し
亡くなられた故人の忌明けなどにご芳志の一部として
 - お祝い返し
長寿・退院・出産・入学・卒業などのお祝いの記念として
 - イベント寄付
バザー・催し物などの収益の一部として
 - 基金寄付
交通遺児・地域福祉振興基金などの基金積立寄付として
- ※なお、ご寄付にあたっては、税金の優遇措置が受けられます。

寄付の報告

ご寄付いただいた方の了解を得て、社協だより「善意の花束」コーナーへ掲載し、ご報告させていただいております。

※ご希望により掲載しないことや、匿名様にさせていただくこともできます。

善意銀行のご案内

寄付金の活用

市民の皆様からお預かりしました善意を、社会福祉事業のために、有効に活用させていただきます。

- 災害り災者への見舞金
- 交通遺児への援助
- 福祉関係団体・ボランティア団体への活動支援
- ひとり親家庭への支援
- 福祉施設への支援
- 各地区の敬老行事助成
- 生活困窮者への支援

ご厚志に、心から感謝申し上げますとともに、ご協力をよろしくお願いいたします。

訪問介護員 募集!!

笑顔あふれるお仕事です。私たちと一緒に働きましょう!!

職種

訪問介護員（パートタイマー）

業務内容

高齢者、障がい者などのお宅を訪問して、家事や介護のサービスを提供します。

- ・身体介護（食事介助・清拭・入浴介助等）
- ・生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物等）

採用資格

次の資格を有している方

- ① 介護職員初任者研修課程修了者
(旧ホームヘルパー養成研修2級)
又は 介護福祉士
- ② 普通自動車免許



問い合わせ先
下松市社会福祉協議会まで
☎ 41-2242

～ 生活を支えるための支援のご案内 ～

下松市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活費でお悩みの方々へ、特例貸付の相談を受け付けています。事前にお電話にてご予約ください。なお、相談には1時間～1時間30分程度必要ですので予めご了承ください。

※特例貸付は、令和2年9月末までの予定です。(令和2年7月1日現在)

■ 緊急小口資金（一時的な生活費が必要な方「主に休業された方等」）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に少額の生活費の貸付を行います。

対 象 者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

貸 付 上 限 額

世帯員が4人以上いるとき、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据 置 期 間

1年以内

償 還 期 限

2年以内

貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方「主に失業された方等」）

生活再建までの間に必要な生活費の貸付を行います。※3ヶ月以内の貸付です。

対 象 者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し続け、日常生活の維持が困難になっている世帯

貸 付 上 限 額

2人以上……月20万円以内
単身………月15万円以内

据 置 期 間

1年以内

償 還 期 限

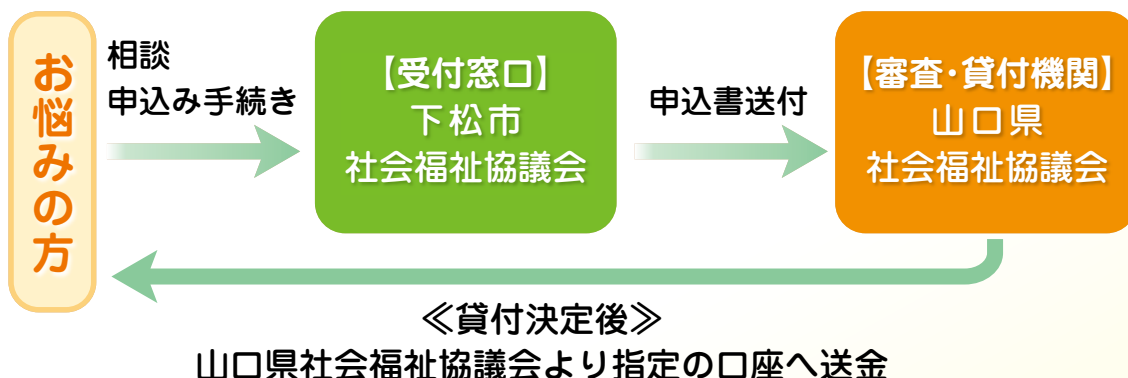
10年以内

貸付利子・保証人

無利子・不要



「新型コロナウイルス感染症による特例貸付」の手続きの流れについて



あなたの地域にもふれあいサロンを作ってみませんか？

福祉ニーズの多様化により、地域における住民相互の助け合いシステムが必要となっています。

現在、市内35か所にあるサロンでは、それぞれが自分たちにあった様々なプログラム・メニューを準備して開催しています。

この活動を通して、「誰もが・身近に・気軽に・楽しく集まれる場所」として、地域の輪ができています。

サロン活動で期待される効果

「閉じこもりの防止」

「仲間づくり」の場

「生きがいづくり」のきっかけに

役に立つ情報交換の場

Q どうやってはじめるの？

世話人

地域に暮らしている方々であればどなたでも

対象者

市内在住の原則65歳以上の高齢者、障がい児者、子育て家庭

人数

5人以上

実施場所

地域の集会所、自治会館、公民館、個人宅など参加者が参加しやすい場所

実施回数

原則として月に1回以上

内容

ボランティアや地域住民が一体となって取り組む活動で、誰もが気軽に参加できる内容（健康チェック、各種体操、レクリエーション、お茶会、会食、季節行事など）を世話人と参加者で話し合って決めます。

参加費

サロン運営に係る実費（食事代等）をみんなで負担します。

Q サロンを始める費用など支援はあるの？

「立ち上げ支援金」として一〇、〇〇〇円を限度に助成します。

「サロン参加者の活動保険」として、一〇、〇〇〇円を限度に傷害保険掛け金の補助を行います。

「活動支援金」として、サロン月間実施回数や利用者登録人数に応じて、年間一五、〇〇〇円を限度に助成します。



市社協では、サロンの推進に取り組んでいます。お気軽にご相談ください。

下松市社会福祉協議会
☎ 41-22242

福祉総合相談

相談	相談員	日時 ※祝日は除く	内容
行政相談	行政相談委員	毎月第3木曜日 13:00～16:00	国の仕事に関することや要望など
心配ごと相談	民生委員 行政相談委員	毎週水曜日 13:00～16:00	日常生活を送るうえでの困りごとや悩みごとなど
福祉 なんでも相談	社協職員	月曜日～金曜日 8:30～17:15	福祉に関する相談など

【場所】下松市西市二丁目 10-16 下松福祉センター ☎ 44-0300

掲示板

9月の第2日曜日の

愛のバザー 中止

新型コロナウイルス感染予防のため

毎年9月の第2日曜日に開催していましたが、恒例の「愛のバザー」は、3つの密を回避することが困難なため、誠に残念ながら、今年は、中止することになりました。



昨年の愛のバザーの様子

～ 愛の血液助け合い運動 ～

コロナと共存する“今”も、献血は必要です。

期間中（令和2年7月1日～8月31日）に、成分献血・400mL 献血への理解と協力を求め、夏季における献血者確保ならびに一層の推進を図ることを目的に、イベントを実施します。

とき

令和2年 8月10日(月)

10:00～12:00 / 13:15～16:00

ところ

サンリブ下松

☆当日、献血をされた方には粗品をプレゼント！



下松市意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

生活に関わるさまざまな場面（医療・行政・教育・労働・警察など）において、聴覚障がい者等の自立と社会参加を円滑にするため、依頼に応じて通訳者を派遣します。

○対象者 市内在住の聴覚障がい者等

○費用 無料

聴覚障がい者等以外の方（講演会、研修会、職場の会議主催者など）からの依頼は実費をいただきます。ご相談ください。

○利用申込 「下松市意思疎通支援者派遣申請書」をFAX、または直接提出してください。

申請書は下松市社会福祉協議会の窓口にあります。

またはホームページからダウンロードもできます。

初めてご利用の方は、FAX・電話でお気軽にご相談ください。

要約筆記を 知っていますか？

中途失聴や難聴の方に、要約筆記者が話し言葉を、要約しながらその場で筆記していく方法です。

- 用紙に手書きして利用者さんに読んでもらう方法
- パソコン入力して利用者さんにパソコンの表示画面を読んでもらう方法
- パソコン入力した文字をスクリーン投影して読んでもらう方法 が、あります。



派遣申込み・問い合わせ先 下松市社会福祉協議会 FAX 41-2330 ☎41-2242



次回発行は 11 月号です

